

IV. お知らせコーナー

新元号に対応した点検整備済ステッカーを7月から販売

政府は2017年12月8日の閣議で、天皇陛下の退位の日にあたる特例法の施行日を今年4月30日とし、皇太子殿下が翌5月1日に即位されるという日程を正式に決定しました。それに伴い、即位と同じ5月1日に元号を改める改元が行われます。

日整連では、この度の改元に伴い、新元号に対応する点検整備済ステッカーについて元年（表記は1年）用と2年用の2種類を作成（下記イメージ図参照）した上で、本年7月1日より各整備振興会・商工組合の窓口において販売を開始します。

点検整備済ステッカーとは、自動車点検整備推進運動の一環として実施されている「定期点検整備促進運動」で使用されているもので、定期点検整備実施済車に点検整備実施事業場名等を表示した点検整備済ステッカーを発行及び貼付することにより、実施責任を明らかにするものです。また、自動車使用者に対し、次回の点検時期を知らせることによって自動車使用者の保守管理意識の高揚を図るとともに、定期点検整備の実施の励行を促進することを目的としています。

なお、現在販売中の31年及び32年の点検整備済ステッカーについては、7月1日以降も使用することができますが、7月1日より新元号に対応する点検整備済ステッカーが販売開始となることを考慮していただき、在庫には留意しご購入頂きますようお願い申し上げます。

○仕様及び表記

	新元号元（1）年ステッカー	新元号2年ステッカー
ステッカーの地色	青色	赤色
表面中央表記	1	2
裏面下部表記	新元号2年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。	新元号3年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。
イメージ図※		

※2019年3月時点のイメージ図のため、実際の商品では仕様が若干変更となる可能性があります。

※改元後（2019年5月1日以降）も、“平成”表記を修正することなく使用しても差し支えありません。

また、既に自動車の前面ガラスに貼付されている同ステッカー（“平成”表記）についても、“平成”表記を修正することなく、貼付期限まで貼付していても差し支えありません。

4月から

てんけんJr.が今日の天気をお知らせします！

2019年4月から2020年3月までの1年間、毎週月曜日の7:20~7:30の間（ニュースの内容によって変更あり）に、愛媛朝日テレビで、我々が“てんけんJr.”がクルマの点検をしながら天気予報をお知らせします。是非、ご覧ください。

《イメージ》



希望番号システムの変更により 希望番号・再交付・交換の申込方法が変わります

2019年5月より、希望番号・再交付・交換の申込みに使用しているOCR用紙が廃止され、以下のいずれかの方法において、申し込みいただくこととなりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

1. 窓口での申込み（5月から申込み方法が変更します）

○受付端末による申込み（対象：希望番号、再交付、交換）

登録自動車と軽自動車の希望番号予約センター窓口「受付端末」を設置し、申込者の方が端末画面を操作して申請書を作成していただきます。ただし、端末台数は2台となり、お待ちいただく場合がございますので、ご了承ください。

○希望番号申込書作成ツールによる申込み（対象：希望番号）

希望番号申込サービス（<http://www.kibou-number.jp/>）にて配布してます「希望番号申込書作成ツール」をお手持ちのPCにダウンロードし、インストールしていただくと、窓口で提出する申込書を作成することができますので、頻繁に申込みを行う事業者様は、ぜひこの機会にご利用ください。

2. WEBでの申込み（従来どおりで変更なしです）

○インターネットによる申込み（対象：希望番号、交換）

「希望番号申込サービス（<http://www.kibou-number.jp/>）」や「図柄ナンバー申込サービス（<http://www.graphic-number.jp/>）」を利用して、希望番号の申込みや図柄ナンバーの申し込みができます。

～お問い合わせ先～

登録車：（一社）愛媛県自動車整備振興会

TEL 089-956-2181

軽自動車：（一社）愛媛県自動車整備振興会軽センター

TEL 089-975-6366

指定工場の皆さん必見！！

【騒音計の巡回検定のお知らせ】



自動車用普通騒音計の検定（校正）は5年毎の受検が義務付けられておりますが、今年度も一般財団法人日本品質保証機構（以下、JQAといいます。）による移動検定が下記のとおり実施されます。受検対象となる事業場には、5月中旬頃に**JQAから検定のご案内が届きます**ので、必ず受検していただきますようお願い申し上げます。

なお、今年度の受検対象となる事業場は、『**検定有効期間の満了する日**』が**平成31年6月～平成32年5月**までの騒音計をお持ちの事業場となります。この検定を受検しないで検定の有効期間が満了した場合は**指定扱いができなくなる**とともに、JQAに騒音計を送って受検していただく必要がありますので、ご注意ください。

（予定）

実 施 日 ： 令和元年6月5日（水）

場 所 ： 振興会・技能センター

検 定 料 ： 18,300円

《騒音計の検定に関するお問い合わせ》

JQA 関西試験センター 計器検定課

TEL 072-966-7200

一般財団法人 愛媛県自動車整備振興会／指導課

TEL 089-956-2181



機械に張り付けられたラベルをご確認ください。

上の段が検査を受けた年月、下の段が検査が切れる年月です。

お忘れではないですか？

認証・指定の変更届を・・・。

認証・指定に関する所定の事項について変更があった場合には、四国運輸局長または愛媛運輸支局長に対し、**30日または15日以内に**届出が必要です。

以下の例を参考に、事業に変更があった場合には必要な手続きをお願いいたします。

【主な例】

整備主任者、自動車検査員（指定）の選任、変更、解職・・・・・・・・15日以内

事業者の氏名、名称、住所

事業場の名称、所在地

法人の役員

屋内作業場の面積

検査機器の名称、型式、数（指定）

・・・・・・・・・・30日以内

なお、詳細は次ページ以降の手続き一覧表をご覧ください。

ご注意ください！！



これまでに、事業者様ご自身で手続きを行っていない変更届が、運輸支局に提出されていなかった事例がありました。届出の控え等をご確認いただき、ご不明な点がございましたら振興会・指導課までお問い合わせください。(TEL 089-956-2181)

自動車分解整備事業の認証に関する手続き一覧表

- ：提出を必要とするもの
△：法人の場合のみ必要なもの
※：場合によっては必要なもの
- 注1 日本工業規格A列4番又は折り返した状態A列4番と折る
(1) 日本工業規格A列4番又は折る
(2) 屋内作業場及び車両置場の寸法(10cm未満切捨)を記入すること
(3) 指定工場の場合は、指定工場レイアウトを記載した図面も同時に添付すること。
- 注2 第1号様式中、事業の譲渡：譲渡人欄には事業の譲渡にあつては譲渡人、事業の分割にあつては分割前の法人を記入、押印(実印)することとする。
- 注3 平成7年7月1日以降において、小型自動車(対象とする自動車に三輪以上の小型自動車が含まれるもの)の認証を同年6月30日までを受けている事業者が普通自動車(対象とする自動車)がその他のもの)の認証を申請する場合は、自動車分解整備事業認証申請書及び認証書の返付で足りるものとする。
- 注4 必要に応じて、分割により事業を継承したことが確認できるもの。
- 注5 「4 事業者の住所を変更した時」、「7 屋内作業場の面積開口率を変更した時」及び「16 法人の役員に変更があつた時」の場合は、1部でよい。
- 注6 「★」印の書類は、原本提示又は一部本通とする。
- 注7 機械・計器・工具・作業場の面積等に変更がない場合は、必要に応じて添付書類を省略できる。

申請等の内容 必要な書類等	1 新たな認証を申請する時	2 事業者の氏名又は名称を変更した時	3 事業者の法人組織を変更した場合	4 事業者の住所を変更した時	5 事業場の所在地を変更した時	6 事業場の名称を変更した時	7 口屋内作業場の面積を変更した時	8 事業者が死亡した時	9 事業を合併した時	10 事業を分割した時	11 事業を譲渡した時	12 事業を廃止した時	13 対象自動車又は対象範囲の変更		14 整備主任者			15 認証書の再交付を受けた時	16 あつた役員に変更があった時	17 除業務・労働範囲を変更する時
													対象自動車又は対象範囲の変更	認証の種類	新規に選任した時	あつた等に変更があった時	解任した時			
申請書等	自動車分解整備事業認証申請書(変更届)	30日	○	①	○	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自動車分解整備事業廃止届	30日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	認証書再交付申請書	30日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自動車分解整備事業の業務範囲の限定解除(変更)申請書	30日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
添付資料等	整備主任者届	30日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	法人の役員変更届	30日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	機械・計器・工具一覧表	30日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	申告書	30日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
提出期限(変更の日から以内)	作業場平面図	30日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	届出等の義務者であることがわかる書面	30日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	商業登記簿原本等	30日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	戸籍原本	30日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1部	住民票等住所の確認できるもの	30日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事業場の住所が確認できるもの	30日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	土地・建物借借書の写し等	30日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自動車整備士技能検定試験合格証書の写し等	30日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認証書の返付																				

指定自動車整備事業の指定に関する手続き一覧表

(別表)

名 称		届出先	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
指定自動車整備事業指定申請書(変更届)		様式 チヤズ	局 事前	局 事前	局 事前	局 事前	局 事前	局 事前	局 事前	局 事前	局 事前	局 事前	局 事前	局 事前	局 事前	局 事前	局 事前	局 事前	局 事前	局 事前	局 事前	局 事前	局 事前	局 事前	局 事前	局 事前	局 事前	局 事前	局 事前	局 事前	局 事前
1	指定自動車整備事業指定申請書(変更届)	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	申告書	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	事業場の組織図		○	○																											
4	作業工程図		○																												
5	事業場の主要設備機器等一覧表	7	○	○	○		△																								
6	事業場の設備を記載した平面図	1/200	○				△																								
7	車両置場(使用の場合に限る。)の位置及び設備を記載した平面図並びに契約書等(等)	1/200	△	△																											
8	自動車検査場への位置及び面積を記載した事業場平面図	1/200	○																												
9	自動車検査用機械器具配置図	1/100	○																												
10	自動車検査用機械器具一覧表	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	自動車検査用機械器具基準適合性試験成績表又は自動車検査用機械器具校正結果証明書(属言計に於ては、属言計検査済書)	○ ※2	○																												
12	共用設備に付置された車両置場に位置及び面積を記載した平面図	1/200	△	△																											
13	共用設備の共同使用者の自動車検査に係る整備実績表	6	△	△	△																										
14	共用設備管理責任者選任届	5	△	△	△																										
15	共用設備使用権限書又は共用設備の使用管理台帳	15 又は 10/2	△	△	△	△																									
16	共用設備管理規程		△	△	△	△																									
17	共用設備に係る使用契約書等(等)		△	△	△	△																									
18	事業場と共用設備間の道路地図		△	△	△	△																									
19	自動車検査員選任(変更)届	4	○	○	○	○																									
20	選任自動車検査員一覧表	4/2		△	△	△																									
21	自動車検査員講習修了証書(等)		○																												
22	最近36ヶ月間の事業場整備実績表	11	○																												
23	設備台帳表及び利益計算書(または経理説明書及び事業計画書)	12・13	○	○																											
24	事業者及び事業場の沿革		○	○																											
25	その他、特に指示する書面		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
26	自動車検査場変更届	22																													
27	自動車検査用機械器具変更届	23																													
28	指定自動車整備事業廃止届	24	○																												
29	最近36ヶ月間の事業場整備実績表	27																													
30	自動車検査員制図	28																													
31	指定整備場	30																													
32	指定書交付申請書	31																													
33	指定書																														
34	リサイクルの手続き			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35	計画の届出			○																											

(注) 1. ○は必要
2. △は該当する場合に必要
3. 事業は自動車検査用機械器具に変更ある場合は、追加がある場合に、その自動車検査用機械器具について所定の手続きを要している場
4. 中2は共用設備の所有者が指定工場であつて、共同使用しよとする自動車検査用機械器具について所定の手続きを要している場
5. 対象自動車検査場の追加の場合であつて、既存の検査場とする自動車検査場の種類より小さい自動車検査場の追加を要する場合、)場合は、指定自動車整備事業変更届及び指定書のみを要する。

※ 届出先が「支局」の場合は1部、「局」の場合は2部提出してください。

振興会会長表彰候補者の推薦について

優良従業員等の会長表彰を下記の要領で受付しますので「愛媛県自動車整備振興会表彰規程」に基づき、該当者を別紙の「優良従業員等会長表彰推薦書」に「履歴書」を付けて
4月26日（金）までに各支部長宛に提出してください。

なお、表彰式は6月7日（金）振興会定時総会当日に行います。

支部名	支部長名	所属事業場	所在地	電話番号
東予	星川 茂	(有)星川モータース	四国中央市妻鳥町697番地4	0896-56-3514
今治	村上 則雄	(株)波方自動車	今治市高部字馴合甲437-6	0898-41-7711
中予	野村 繁樹	(有)野村自動車	伊予郡松前町上高柳532番地	089-984-8303
西予	大塚 競	(有)宇和大陽モータース	西予市宇和町下松葉356	0894-62-1515
南予	末廣 享三	(有)末広モータース	宇和島市和霊元町4丁目1-8	0895-22-5450

愛媛県自動車整備振興会表彰規程

(目 的)

第1条 輸送の重責を担う自動車業界にあって、整備業務並びにこれに関連した業務に精励し、又は業界に寄与した功績顕著なる者。あるいは団体に対してこれを表彰し、関係者全般の勤労意欲を高揚し、資質の向上を図ることを目的とする。

(表彰方法)

第2条 この表彰は、次の方法により行うことを原則とする。

1. 表彰は毎年1回定時総会の当日に行うことを原則とする。
2. 被表彰者は事業主、教場長又は支部長より推薦された者又は、団体は選考委員会において審議決定する。但し団体表彰の場合は役員会に付議することができる。

(表彰資格)

第3条 被表彰者の資格は、次の各号一に該当する者とする。但し3～8号に係る者は、3年以内に重大な交通違反をした者を除く。

1. 顕著なる改造又は優秀なる創意工夫をなし業務上に貢献した者。
2. 重大事故を未然に防止し又は重大事故に際し、特に適切なる措置を以て被害を最小限度に止めた者。

3. 本会の会員事業場の事業主として、自動車整備業界の振興に著しく貢献し、会の運営に功績のあった者。
4. 会員の事業場の事業主及び従業員であって自動車整備に関し、会の名誉並びに地位向上に著しく貢献した者。
5. 他の模範として特に表彰に値し、年齢40歳以上の者。
6. 従業員であって同一事業場に15年以上引き続き勤務し、年齢40歳以上の者。
7. 整備士講習所講師であって、永年勤続し、他の模範として表彰に値する者。
8. 永年この業務に勤続し、平素の行状並びに業務能率極めて優秀である者。
9. ブロック又は支部等の団体であって、特に顕著な功績があり表彰に値する者。

(表彰手続)

第4条 表彰を申請しようとする者は、第1号様式による優良従業員等会長表彰推薦書に履歴書一通を添えて、支部長経由で本部事務局に提出すること。但し、団体の場合は任意様式により、団体名及び表彰に値する内容を詳しく記入し、支部長経由で本部事務局に提出すること。

(表彰状)

第5条 第2条により表彰するときは、第3条6・8号の場合は第2号様式、7号の場合は第3号様式による表彰状を授与する。但し、1～5・9号に該当する場合は本文に代わって各々の内容を入れる。

(付 則)

- (1) 第3条7号の永年勤続とは、講師にあっては、5年以上の者。
- (2) 第3条8号の永年勤続とは、
 - (イ) 従業員（事業主を含む）であって20年以上勤務し、年齢40歳以上の者。
 - (ロ) 会社役員にあっては、15年以上（団体役員にあっては10年以上勤務し、年齢40歳以上の者。）
- (3) 被表彰者には会長名による副賞を添える。
- (4) 本規程の改廃は理事会で行う。

優良従業員等会長表彰推薦書

事業場	所在地	〒
	名称	
	代表者氏名	
	職名	
	担当業務	
	勤続年数	年 か月
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	昭和 年 月 日
	表彰に値する 功績概要	
備考		

- 1、整備士にあっては、備考欄に1級、2級、3級の取得年月日と種類を記入すること。
- 2、履歴書一通を添付すること。勤務した全ての会社名並びに団体歴等を記入すること。

南予支部青年部 吉田中学校に寄付

愛媛県自動車整備振興会南予支部青年部は、県青年部代表者会の事業の一環として、各支部青年部において毎年使用済みバッテリー等の廃品回収のボランティア活動を行っており、その活動によって得た収益金の一部を今回、西日本豪雨災害で甚大な被害を受けた宇和島市立吉田中学校に寄付いたしました。

贈呈式は、3月13日に末廣副会長立ち会いのもと吉田中学校にて執り行われ、堀江南予支部青年部部長から、吉田中学校の教頭先生へ寄付金を手渡しました。

また、教頭先生から、この寄付金は、今後、子どもたちの部活動の用具購入や部費に充てたいとの謝辞がありました。



全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例のご紹介

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例（苦情・問い合わせ含む）のうち、今月は、11件を掲載いたします。

Case 1 板金修理で入庫後、格納ミラーの調子が悪くなった

平成30年10月1日 滋賀県 男性

車名：乗用車 登録年月：平成10年7月

走行距離：不明

【相談】

- 板金修理のため入庫。
- 納車後からミラーの格納機能が不能となったため、工場に再入庫。
- 門型洗車機での洗車時に負荷が掛かり、不具合が発生したとの主張。
- 当該車両は以前に右側面を事故修理しており、元々作動状態が悪かった可能性があるとのこと。よって、工場との話し合いにより中古部品であれば工場が弁償するとの約束。
- 現在、中古部品の手配中。
- 工場側は誠意をもって対応してくれているので、今のところ工場側に連絡は入れないで欲しいが、中古部品が見つからない場合、新品の請求はできないのか？ また、金銭で弁償の場合、割合はどうなるのか？

【対応】

- 相談者、工場双方が中古部品の交換で納得している。
 - 中古部品が無かった時が問題であり、工場側にも状況の確認をし、双方の言い分を確認する必要あり。
 - 相談者には、金額については振興会から妥当な金額は提示できないが、双方納得できるまで話し合いの上、折り合いをつけて貰うよう伝える。
- その後、連絡なし。

Case 2 車検を断ったら引き当ての部品代を払えと言われた

平成30年10月12日 大阪府 男性

車名：乗用車 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

先日、会社の近所のガソリンスタンドで車検見積りをして貰った。車も古いのであちこち悪い箇所があり、自分としたら高額になった。行きつけのガソリンスタンドだったが、「考えさせて」と言って帰った。友達で紹介で別の自動車整備工場へ相談に行った。車と一緒に見ながら説明してくれた。私が一番気にしていた（スタンドでは交換が必要と言われていた）ブレーキのゴム部品は念入りに見てくれたが「交換の必要はない」と言われ、その他の追加部分も殆ど作業の必要がないと言われた。整備代はスタンドの半分以上になり入庫の予約を入れた。スタンドに見積りを出して貰ったので断りの電話を入れたら、「入庫してくれると思って必要部品を注文しているので、今更断られても困る。金額のことは相談に乗るので車検を入れて欲しい。それでも入庫しないと言うなら部品代だけは払って貰わないと困る」と言われた。入庫の約束もしていないし、先取りの部品代を払えとも説明も受けていない。どうしたものかと考えてインターネットで調べたら振興会のことが出ていたので、相談の電話を入れた。

【対応】

振興会の立ち位置を説明した。「入庫の予約もしていないのにスタンドの常連さんなので入庫作業すると決めつけて部品を先取りしているのはスタンドさんの勝手ですから支払わなくてもよいと思います。今後のスタンドとの付き合いを考えるならお互いによく話し

合って気まずくならないほうが良いのではないでしょう
うか」と伝えると、「今回の車検以外は全てのメンテ
ナンスをして貰っていたので今後の付き合いがで
きないのは困る。所長と話をしに行ってきます」と
言って、相談を終えた。

Case 3 マフラー交換で不当な料金を請求されて いる

平成30年10月26日 大阪府 男性
車名：ワンボックス 登録年月：不明
走行距離：不明

【相談】

後付けの排ガス低減装置（NO_x・PM法に適合する
浄化装置）を取り付けているが、後方のマフラーが
断裂してしまった。走行中に脱落すると困るので、針
金で応急修理して工場に入庫した。「新品のリヤマフ
ラーを切断し必要な部分と排ガス低減装置を溶接する
だけだが、4～5万円はかかる」と言われたので、預
けて帰った。帰る途中に車のキーを持って帰ったこと
に気づき工場に引き返したら、「マフラーは分割だと思
ったら1本ものなので10万円は覚悟しといてや」と
言われた。作業の説明を再び聞いて「1本物なら前か
ら後ろまで新品に取り替えて」と言うと、「関係ない
前も取り替えると工賃は別に掛かるで」と言われたが、
作業をお願いして帰った。10月22日に完成連絡の電話
があり、「12万5,800円の請求だ」と言われた。排ガス
低減装置から後のリヤマフラーで10万円、それより前
のマフラー交換だけで工賃が2万5,800円とのこと。高
いと思ったのでディーラーに聞きに行くと、「マフラー
は3分割です。リヤマフラーだけで交換ができます」
と言われたので、工場が嘘をついたことが分かった。
明日26日か来週初めに完成車を引き取りに行くが、こ
んな詐欺商法が通るのかと腹が立ちインターネットで
調べて振興会に相談の電話をした。

【対応】

振興会の立ち位置を説明した。次いで、「今回、工

場に事実確認の電話はすることができますが、金額の
ことなどは言えませんし強制力のある立場ではないの
で命令などもできません。それより、完成車の引き取
りに行く前に振興会から電話が入っていたら話づらく
ないですか。お客様が納得できるように工場に説明を
求めて、よく話し合ってください。また何かありまし
たら電話してください」と言って、電話を切った。

Case 4 車検のたびに同じ部品を替えられている
平成30年10月31日 富山県 男性
車名：軽自動車 登録年月：平成17年9月
走行距離：不明

【相談】

平成24年に専業工場A（当会会員指定工場）、平成
26年に用品店B（当会会員指定工場）、平成28年に用
品店B'（用品店Bと同系列の未認証店舗で、この店で
受け付けた車検整備は用品店Bで実施）で車検をして
いるが、毎回キングピンベアリングを交換している。
平成26年の車検でキングピンベアリングを替え、次回
車検が近づいた頃、高速で80km/h程出すとハンドル
が振れ、90km/h程になると振れが止まる現象が起き
てきた。平成28年の車検時にその旨を伝えて車検を受
けると、またキングピンベアリングを替えたとのこと。
3回も続けて同じ部品を替えられることに納得がいか
ず、料金を支払わないとゴネると、詳細説明と書かれ
た書面と写真を渡されて、ガタを止めるためにシムを
入れるなどの修理を行ったと説明された。その時、完
全に納得したわけではないが、車が必要なので、仕方
なく支払った。これは、自分がゴネたから『車検後に』
やった応急処置的なもので、自分が言わなかったらガ
タを止める修理はしなかったと思う。その後、平成30
年の車検が近づいた頃、高速走行したらまた80km/h
ぐらいでハンドルが振れだして、今度は振れが止まら
なかった。平成30年の車検は専業工場C（当会会員指
定工場）に出したが、「本来はアクスルハウジングの
不良なのに、ベアリングばかり替えているし、ガタを
止めるためにシムを入れたりしている。これは車検を

通すためだけのインチキな整備だ」と言われ、修理に工賃込みで12万円の見積りが出た。自分としては、平成26年や平成28年に正しい箇所を修理していればこんなことにならなかったのでは、と思っている。こんないい加減な整備をしている工場は指定や認証を取り消して欲しいが、まずは用品店Bから当時どうして正しい修理をしなかったのか、説明を聞きたい。

【対応】

当会の業務範囲を説明し、現時点では法令違反があるかどうかはわからない、用品店B側にこちらから相談者が説明を求めていることを伝えらる言って、一旦は帰って貰った。用品店Bのサービス責任者に連絡すると、「自分が検査員として担当した車両なので覚えてるが、受付窓口である用品店B'に当時の状況を確認した上で相談者に説明したい」とのことだったので、相談者にもその旨を電話で伝えた。11月5日、サービス責任者から電話あり。調べた結果、以下が明らかになった。

- 平成28年10月22日、相談者が用品店B'に来店。立会いの下、オイル交換、エンジンオイルの漏れ、期限切れの発煙筒の交換、ヘッドライト交換（なぜそう判断したのか、そういう依頼があったのか不明）を行う概算見積書を提示。その際、「これが最後の車検なのでお金をあまりかけたくない」旨を相談者は言った（ただし、それを示す記載は見積書や指示書等にない）。また、相談者から、高速走行時にハンドルがぶれるなどの不具合報告はなかった。
- 平成28年10月22日、用品店B'から、指定工場併設の用品店Bへ依頼。その際、キングピンにガタを発見し、キングピンキット交換等、追加整備を含めた見積りを新たに提示。その金額に相談者は、「なぜ急に3万円以上も高くなるのか、そんなに払えない」とゴネ出した。そこで、店舗間で相談し、ヘッドライト交換をしない（交換しなくても車検が通る状態だったからそうしたのだろうが、なぜそう判断したのかは不明）方向で相談者に説明し、最終見積りを提示。相談者の了承を得て、作業にかかる。
- 分解してみると、アクスルハウジングのくぼみを発

見し、キングピンベアリング等の交換だけではガタが止まらなると判断したが、相談者が最後の車検でお金をかけたくないという意向であること、相談者が希望する納車日が次の日に迫っていたことから、応急措置の方法だったがシムを挿入する方法で相談者に写真とペーパーを渡し説明をし、了解を得た。

以上の内容を、相談者に説明をするとのことだった。11月5日夕方、用品店Bのサービス責任者から再び連絡があり、相談者に説明して納得していただいたとのこと。

Case 5 新車のボディーに傷を隠した形跡があった 平成30年11月8日 兵庫県 女性

車名：輸入車 登録年月：平成30年

走行距離：不明

【相談】

新車購入後に、相談者の信頼を置いている外車専門の塗装事業者からフロントバンパーに「傷を隠すように磨かれた跡がある」と指摘された。相談者には覚えがないためディーラーに問い合わせたところ、ディーラーの対応が誠実でなく逆に馬鹿にした言い方をしてきた。その後、クレーマー扱いとして無視され続けているため、相談者としては和解をした上で他店舗ディーラーを紹介して欲しいと思い、インターネットで当整備相談所を調べ連絡したとのこと。

【対応】

まずは振興会の立ち位置や成り立ちを説明し、できることできないことを理解していただき、詳細を聞くことから始めた。ディーラーということで、検索してみると会員工場であった為、相談者の希望であればディーラーの店舗に話を聞くことも可能ということを伝えたところ、間に入って欲しいとの依頼があった。当会担当者からディーラーのサービス担当者へ連絡し話を聞くと、ディーラー事業者とメーカーから強力クレーマーとして認識されているとのこと。相談者はすでにメーカー（カスタマーセンター）に何回も電話をしており、メーカーと相談した上で、ディーラー事業

者は不備・失礼があったことは謝罪（言い方に失礼があったとのこと）し、相談者の希望通りに他店舗ディーラーを紹介したが、相談者がディーラーへの信頼不足により話が聞けないと言いだしたため、これ以上は店舗で対応できないと判断して相談者がどう動くか様子を見ている状況（連絡がきても対応しかねると返答する）であった。当会としては誠実な対応をしていると判断し、相談者が「連絡して欲しい」と言っていたことだけ伝えて、電話を切り終了した。

C a s e 6 タイヤの空気圧を勝手に調整された

平成30年11月9日 大阪府 男性

車名：ミニバン 登録年月：不明

走行距離：不明

【相談】

11月8日、知り合いの奥様がエンジンオイルの交換のためディーラーに行った。作業が終わると、「タイヤの空気は自分で調整されていますか？入れすぎていますよ。過剰に入れると危ない。事故する」との大きな説明をされて、エンジンオイルの交換費用とは別に2千円を請求された。帰宅後すぐ、「タイヤの空気が危険なぐらい入っているとされた」との苦情の電話が私に入った。私は以前整備士をしており検査員もしていた。車は大人が7～8人乗ってコンプレッサーを常に積んでおり、高速道路重視の仕事の車という感じで使用されている。基準の空気圧だとふらつくとのことで、私が2割増で入れた。タイヤショップ、用品量販店、タイヤメーカーの支店に聞いても『危険な入れすぎ』では無いと確認しているのに、ディーラーであんなことを言われたら今後の付き合いがやりにくくなる。①女性だと思って「危ない。事故する」とまで強調したこと、②勝手に相談なくタイヤ空気圧を調整し請求したこと、この二つのことが許せない。振興会から注意して貰おうと思い電話した。

【対応】

振興会の立ち位置を説明。事実確認する了解を頂く

ため「振興会から電話することは知人の意志でもありますか」と聞くと、「知人には振興会が電話すること伝えます」と言って、一度電話を置いた。相談者から電話。「今、知人の家に来ています。奥様は車で出かけているのでご主人に変わります」と、いきなりご主人が電話口に出た。ご主人の話を聞くと、ディーラー担当者は240kPa（2.4kgf/cm²）の基準に対して330kPa（3.3kgf/cm²）のエアが入っていることと、エア圧が高すぎた時の不具合として最悪な事態の説明してくれた上に奥様の承諾を頂いて調整したとのこと。今回は12ヶ月の法定点検だったので費用は発生していないことを説明してくれた。「以前に整備士をしていた相談者によく車の相談をしています、嫁の言い方が悪かったのだと思いますが相談者に間違っって伝わったのだと思います。今後もディーラーとはお付き合いしたいので、振興会からは電話をしないで欲しい」とのことだった。最後に相談者が電話口で、「私も奥さんが怖がっていたので、ディーラーの人が大げさな説明をしたのだと思った。今回は自分もエアを入れすぎていたかもしれないので、今後注意する」と言って、電話を切った。

C a s e 7 他の店舗で交換したタイヤのボルトが折損、その責任は？

平成30年11月16日 秋田県 事業者

車名：軽自動車 登録年月：不明

走行距離：不明

【相談】

当工場で中古車販売した軽自動車のユーザーより電話があり、今月、ホームセンターに冬用タイヤの交換をお願いしたところ、作業中、その一本が折れてしまったとのこと（締付け時にボルト・ナットに無理な力がかかったと思われる）。定期点検もきちんと受けているのにボルトが折れてしまうのはおかしい、責任は販売した工場側にあるのではないかと、との苦情相談があったとのこと。定期点検入庫時等、当工場ではハブボルト、ナットについては、損傷の有無等を確認の上

トルクレンチにより規定トルクで締付けしており、作業の不備はないものと思っている。こういったケースの対処方法について相談したいとの内容であった。

【対応】

事業者からの相談内容を聞いた上で、次のようなアドバイスをを行った。ユーザーは冬用タイヤに交換をするためホームセンター側に作業を依頼し、その作業中にボルトの折損が発生したとのことから、事業者の話を聞く限り定期点検と今回のボルト折損の因果関係は不明であり、あくまでも作業をしたホームセンター側と当該ユーザー当事者間で話し合いをして貰うしかない。また、会員外工場での案件となるため当会が間に入ることは一切できない旨を説明した。その後事業者から連絡があり、ホームセンター側で修理費用の負担することで無事解決した旨の報告があったので、終了とした。

Case 8 一つの症状で2回整備、修理代も2回請求？

平成30年11月21日 兵庫県 男性

車名：乗用車 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

認証工場でエンジン不調の修理をして貰った。一度目は診断の上O₂センサーが悪いということで交換して貰ったが、乗ってみると不調のままであった。再整備をお願いすると、今度はイグニッションコイルとスパークプラグを交換して貰い、確かに不調は改善されたのだが一度目の整備は本当に必要であったのかが腑に落ちない、という問い合わせ。

【対応】

まずは振興会の立ち位置や成り立ちを説明し、できないことを理解していただき、詳細を聞くことから始めた。相談者は当会から事業者への問い合わせは不要だということで、質問を受けてアドバイスをすることとした。相談者としては、再整備はかまわないうが一度目のO₂センサーは関係なく、二度目のイグ

ニッションコイルとスパークプラグだけで修理ができたのではないかと不信に思っている様子であった。一般的な診断の仕方なども聞かれたので、色々な可能性を考えアドバイスさせていただいた。すでに不信感を持ってしまっているであろうが、できれば対応含め診断や整備に疑問が残ると、事業者伝えてみてはどうかと提案した。そして、事業者から納得できる説明が貰えるかが重要だと伝え、電話を切った。後日、相談者から連絡があり、事業者が一度目の診断に関して非を認めてくれたと報告があった。なお、これには後日談があり、交換前のO₂センサーが欲しいと事業者へお願いして入手し、その後帰宅してからインターネットを検索して自分でO₂センサーを交換し、エンジンが不調にならなかったことを確認してから事業者へ再度話をしたそうである。

Case 9 4WD用プロペラシャフトが付いていなかった

平成30年11月26日 長野県 男性

車名：軽自動車 登録年月：不明

走行距離：不明

【相談】

当振興会HPの『お問い合わせ』欄に整備相談の書き込みがあったので対応した。

<内容>

平成30年11月15日、中古車センターで4WDの安い車を売って欲しいと相談。現状販売（エアコン故障、左リヤドア開かない）の軽4WDを勧められ、乗って帰れるということなので購入した。2日後、近くの自動車整備工場へ車検を依頼。ところが、4WD用（後輪駆動用）のプロペラシャフトが付いていないため車検を受けられないことが判明。同日、中古車センターへ出向きそのことを伝えたところ、その場で同型他車からプロペラシャフトを移植。従業員に話を聞いたところ、「以前にも同様のことがあった。その時のお客様はプロペラシャフトを付けて貰えなかった」とのこと。

<振興会への質問>

- 「現状販売」＝「仕入れた車はほぼノーチェック」という定義なのか。
- 車検の通らない車と判れば購入しなかったが、車検の通らない車を現状販売と称して販売してよいのか。現状販売と書かれた車は買ったなら危険という認識でよいのか。
- 購入者が、車検が通らない状態と知らないで事故を起こした場合、購入者の自己責任であり販売者は責任を問われないのか。
- 購入後、運行可能な状態か確認しないのは、購入者の自己責任か。「危険な状態の車を買う方が悪い」＝「購入者の自己責任？」。
- このような状態の車を販売するのは当県の一般常識か、それとも全国の一般常識か。
- 今後、中古車を購入する場合、「この車は車検の通らない違法な状態ですか？」とその都度聞いてから購入しなければならないのか。

【対応】

調べたところ、購入先は振興会会員外で未認証、かつ日本中古自動車販売協会連合会（以下、中販連）会員外と判明。中古車の現状販売の定義付などが質問されたので、県の中販連へ相談していただくこととして相談を終えた。

<中販連への確認結果>

- お客様からの相談の場合、相談者の名前は聞かないことになっている。プロペラシャフトが無いという相談は入っていない。
- この事業場は、以前は中販連に加入していたが脱退した。かなり危ない事業主。問題多し。

C a s e 10 ディーラーに修理に出しているのに原因が分からない

平成30年11月26日 大阪府 男性

車名：乗用車 登録年月：不明

走行距離：58,000km

【相談】

乗用車を2年前に中古で買った。3年落ちで1万9,000kmの走行だった。先日の11月4日、阪神高速に乗ってしばらくするとエンジンが吹かなくなったので待避場までハザードを点けて惰性でたどり着いた。停止したとたんにエンジンが止まりその後掛からなくなった。近所のディーラーまで、J A Fに運んで貰って預けた。購入は近所の中古車センターだったが、ちょっとしたことは近所のディーラーに入庫していた。2～3日後に忘れ物を取りに行って説明を聞いた。「エンジンがロックしているので、おそらくは50万円ほどのエンジンのロングブロック（点火プラグまで組まれたリビルトエンジンでI N、E Xマニホールドは付いていない）の交換が必要です。どうされますか？」と言われたので、「5万8,000kmしか走っていないのにエンジンがダメになるのか？」と言うと、「エンジンオイルの量、汚れとも問題ありません。保証期間は超えています。メーカーに特別申請してみます。エンジンオイル等のメンテナンス歴を提出していただければメーカーと話がしやすくなるので協力してください」とサービス責任者の課長が言ったので、自分が乗り始めてからの資料をコピーして提出した。数日後に電話があり、「メーカークレームは全く出ません。修理代はおお客様の自費になります」とのこと。「私のメンテナンスが悪かったのか、エンジン自体に何か問題があったのかを知るためにロックした原因が知りたいので、調べて貰ってから返事を出します。預けてから10日は経過しているのに、エンジンの載せ替えも総費用でいくらになるのか見積りぐらい出して話をするべきではないのか？」と言ったら、その後電話をしてこなくなった。今日で預けて3週間ほど経ったが、エンジンも全く手つかずで調べようともしていないと思う。何もしてくれないディーラーに一喝入れて貰おうと振興会に電話した。

【対応】

振興会の立ち位置を説明。次いで、事実確認の電話をすることの了承を頂いたので、「ディーラーから電話が入ると思いますが、よく話し合ってください」と言って、電話を切った。その後すぐにディーラーに電話した。サー

ビスマネージャーが会議で不在のため担当フロントマンに話を聞いた。相談者の言い分を伝えたところ、ロックに至った原因が分からず調べることもしていない、見積りも書面で出していないなど、預けた時と何ら変わっていないことを聞いた。「うちの整備士は若くて経験が浅いのでエンジンのオーバーホールはできないですし、ましてや何が原因でロックしたとの診断もできないことをお客様にお伝えしました。それに分解しても『修理しない』となった時にバラバラの車をどうするのか、その費用はどうするのかなど、考えたら手が出せない」と言うので、「その費用の話をお願い者であるお客様にされたのですか？エンジンの載せ替えと現状エンジンの分解料を提示してから商談したらどうですか、このまま何もしなければ前には進まないのではないですか？11月29日にサービスマネージャーに電話させて貰います」と伝えて電話を切った。サービスマネージャーに電話した。相談者にリビルトエンジンの載せ替えの見積書も出していないこと、当該車種を販売しているディーラーに入庫したのに整備士の経験不足でエンジンの分解ができない話などの事実確認をした。「相談者は、『エンジンの欠陥だから私は修理代は出さない』とメーカーに電話を入れています。『エンジンロックの原因を調査して欲しい』と私共の店舗に要求しています。本部も巻き込んで対応を考えていますが、こちらが有料だとして説明しているのに作業の見積書も出していないのはこちらの手落ちですし、お客様に当社の整備士の経験不足の話をしたこともお客様には関係のないことでした。そのことを踏まえて店舗、本部でよく話し合ってお客様の対応をしていきます」とのことで電話を終わった。

C a s e 11 エンジンオイルを規定量以上入れられた
平成30年11月27日 香川県 男性
車名：軽自動車 登録年月：平成30年
走行距離：1,000km

【相談】

11月11日、カー用品店（会員工場）でエンジンオイルを購入し、交換した。交換の様子をピットへ見に行くと

上抜きしていたため、下抜きでお願いした。交換後に余ったオイルをどうするか聞かれなかったのでレベルゲージを確認すると入れ過ぎていたため担当者に伝え、「お前はどこを見よんや」と暴言を吐かれた。オイルは抜いて貰えたが、謝罪もピットを出る時の誘導もなかった。帰宅後、オイルの量を確認すると、まだレベルゲージの規定量を1cm上回っていたので、翌日、カー用品店に連絡し自走が不安なのでレッカーで引き取りに来るよう指示した。オイル交換が終わり、故障箇所がないかディーラーで診断するよう依頼し、故障時の対応について店長に聞くと、「オーバーホールかエンジンを載せ替える」と言われた。後日、ディーラーに行き診断して貰うため、代車の手配をカー用品店に要請した。診断当日、手配できたか確認すると手配されておらず、手配すると嘘を言われた。結局ディーラーで代車が準備されたと思われるが、午後3時に入店し午後8時に診断が終了したため代車は使用しなかった。診断結果で不具合も見られなかった。その後、数日経ってもカー用品店から何の連絡もないため、同店の本部とエリア担当に苦情を告げた。カー用品店の店長自ら「オーバーホールかエンジンを載せ替える」と言ったが、未だに実行されない。振興会から早急に対応するよう連絡して欲しい。

【対応】

カー用品店の店長に相談内容を伝え、これまで数回電話したが出て貰えず、こちらはどう対処したらいいか困っている。「オーバーホールかエンジンを載せ替える」と言ったのは軽率だったが、あくまで現状不具合が生じている場合の話であることを伝えたが理解して貰えない。また、代車も当社が準備したものだったが、連絡があった時には準備できておらず、予定が午後3時だったため、それまでに準備するつもりだったことを話す前に電話を切られた。相談者は肝心な話や自分に不都合な話になると電話を切り、その後は掛け直しても電話に出て貰えない。当社としてもこれ以上、対応するつもりはない。相談者には店側の考えを話し、『今現在、車に不具合がないのであれば、当会もこれ以上対処はできない』ということを伝えたが、全て話し終わる前に電話を切られた。

優秀な人材確保に向けて福利厚生制度の充実を！

四国自動車企業年金基金が

新	し	い	企	業	年	金	制	度	
	を	ご	提	案	い	た	し	ま	す

Point

1

四国自動車企業年金基金の特徴について

- 当基金は現在、四国内の自動車整備・販売会社が参加する年金制度で、スケールメリットのある制度を目指しています。
- 当基金の制度は、退職金制度の一部として活用できます。又、外部積立により退職金財源をしっかり確保し、各事業所様の福利厚生制度の充実が図れます。
- 掛金は全額損金算入できます。

Point

2

制度内容について

- 掛金は事業所毎に、「標準報酬月額の2%」又は「全員一律の定額」から選べます。
- 加入者個人への給付額は、掛金支払額+利息という解りやすい制度です。
- 給付は、個人のライフプランに応じて、年金又は一時金を選べます。
- 厚生年金保険の被保険者は原則として全員加入、事業主もご加入頂きます。

Point

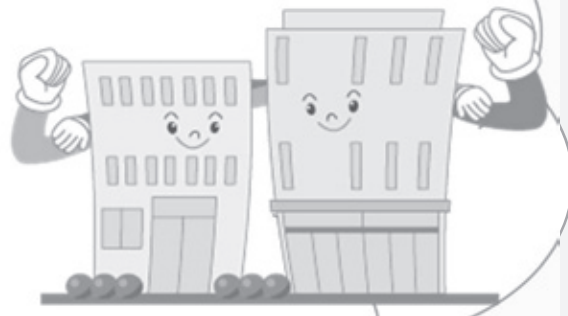
3

給付の安全性について

- 運用は、保証利率（年1.25%）がある生保一般勘定で行います。運用実績に応じてプラスアルファの上乗せ配当が期待できます。

1

当基金は、前身である愛媛県自動車厚生年金基金の加入事業所が中心となって、平成29年6月1日に設立いたしました。新たな制度は四国全域の自動車整備及び販売会社等が広く加入できる制度です。多くの事業所にご加入いただくことで、事業所ごとに制度を運営するより、**スケールメリットが得られ、諸コストの削減が図れます。**



2

当基金は、退職及び死亡時に年金や一時金をお支払します。年金制度は、退職金制度の一部としても活用でき、**退職金原資の平準的・安定的な積立てが可能となります。**また、**外部積立により退職金の原資を保全**できる効果も得られます。



3

福利厚生制度の充実が図れることで、後継者や**優秀人材の確保及び定着化**がはかれるものと期待しています。



加入者は、65歳未満の厚生年金保険の被保険者全員。

- ① 加入者の範囲は、原則として厚生年金保険の被保険者全員（事業主も含む）となります。
- ② 加入者資格の取得日は、次のとおりです。
 - ◆ 加入事業所が四国自動車企業年金基金に参加された日
 - ◆ 新規加入者の入社日
- ③ 加入者資格の喪失日は、次のとおりです。
 - ◆ 加入事業所からの退職日
 - ◆ 加入者の65歳の誕生日の前日
 - ◆ 加入者の死亡日



掛金は、標準報酬月額2%（給与比例）又は、事業所毎に一律の定額（毎月・加入者一人あたり5千円～15千円で千円刻み）をご選択いただけます。従業員のご負担はありません。掛金全額を損金算入することができます。

- ① 給与比例をご採用でも、標準報酬月額は、厚生年金保険の定時改定と同じく4月～6月の平均額を10月～翌年9月まで適用します。（随時改定は行わず、これにより事務負担は軽減されます。）
- ② 掛金の全額を積立てることで、退職時には元本（掛金合計）以上の金額を、お支払いいたします。
- ③ 掛金は事務費掛金（給与比例の場合0.25%。定額では790円）も含めて、全額損金算入することができます。



利息は、0%～3%の範囲で毎年の運用実績に連動して付加されます。

- ① 利息は、運用実績から事務・運用委託会社への手数料を控除した運用利回りを、0%～3%の範囲内で付加します。
- ② 運用は、利率保証がある生保一般勘定を採用することで、積立不足が生じにくく、将来にわたり掛金は基本的に変わりません。（現在の保証利率は年1.25%）



● 掛金と積立金に対する利息の累計額を、毎年積立てて、退職時にお支払いしますので、個々人の持ち分が明確で解りやすい制度です。

- 掛金と利息の累計額を退職時にお支払いいたします。
- 積立金の合計額は毎年、各事業主の方にご提供します。
(個人別仮想勘定残高)
- 加入3年以上で一時金。同10年以上で年金の受給資格を満たします。
加入3年未満で脱退の方には一時金等お支払できません。



● 加入期間3年以上で一時金の受給資格を満たします。

- 加入期間3年以上で退職された場合、脱退一時金をお支払いいたします。
- 加入期間3年以上で死亡された場合、遺族一時金をご遺族にお支払いいたします。
- 遺族一時金は、年金の繰下げ期間中に死亡された場合及び年金受給中に死亡された場合※にもお支払いします。
※年金受給中に死亡された場合のお受取り額は、未受取り分の相当額となります。



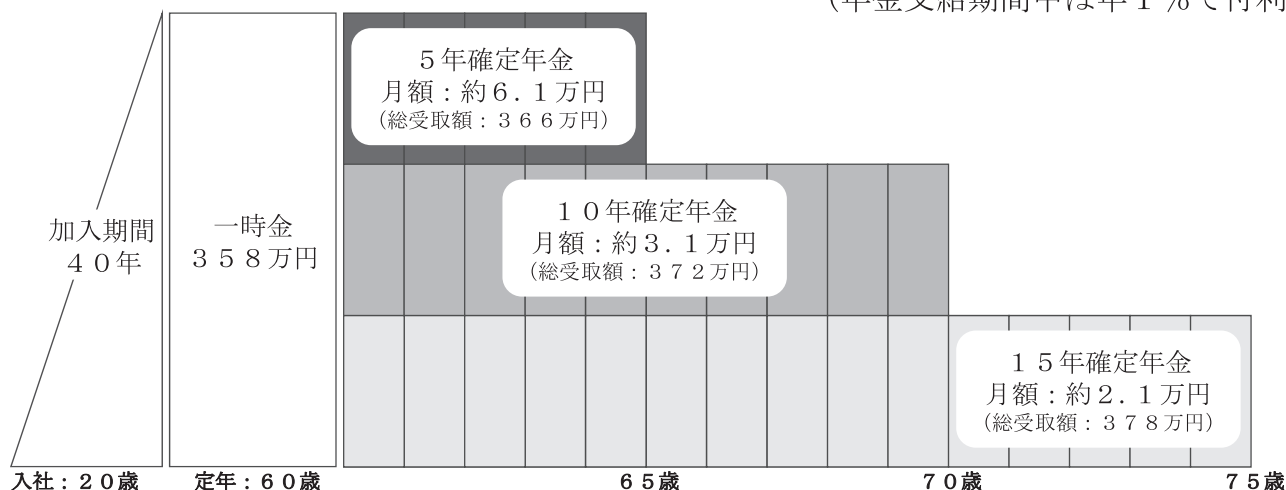
● 加入期間10年以上で年金の受給資格を満たします。

- 加入期間10年以上で退職された場合、年金又は一時金のどちらでもお受取りができます。
- 年金での受取りを希望された場合、退職時の年齢により支給開始時期が異なります。
 - ◆ 50歳未満の場合、65歳まで支給を繰下げ65歳より支払開始
 - ◆ 50歳以上の場合、50歳～65歳の任意の時期から支給開始
- 年金の支給期間は、5年・10年・15年より選択いただけます。(各々の期間で年金額は変わります。)



(1) 年金・一時金の選択と概算

- 掛金（標準報酬月額：29万円×2%・月額：5,800円）及び利息（1.25%）で40年間加入した場合、退職時の一時金は358万円となります。
- 年金での受取りを選択した場合、5年確定年金ならば月額6.1万円、10年確定年金ならば月額3.1万円、15年確定年金ならば月額2.1万円を受取ることができます。
- (年金支給期間中は年1%で付利)



(2) 受取額の試算

- 一時金は、掛金及び利息の累積額となります。利息は、0%～3%の範囲内で運用実績に応じて変動するため、2ケースの場合を想定して試算いたしました。
- 年金は、一時金を基にして年1%（固定利率）で付利いたします。

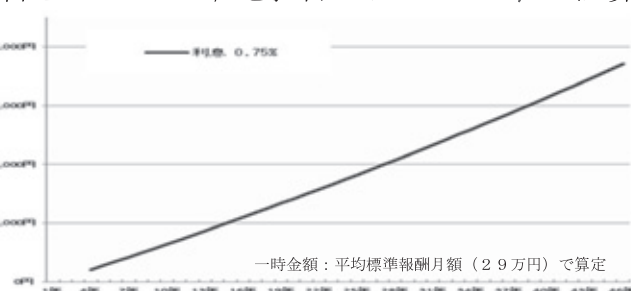
ケース① 利息（運用利回り）0.75%の場合

- ◆ 運用利回りは、保証利率の1.25%から手数料として0.5%を控除した0.75%で試算

加入期間	一時金※1	年金(月額)※2
5年	353,259円	—
10年	719,966円	4,309円
15年	1,100,632円	6,588円
20年	1,495,789円	8,953円
30年	2,331,802円	13,957円
40年	3,232,675円	19,349円

※1一時金額は、平均標準報酬月額29万円で算定

※2年金額は、15年確定年金（給付利率：1%）で算出



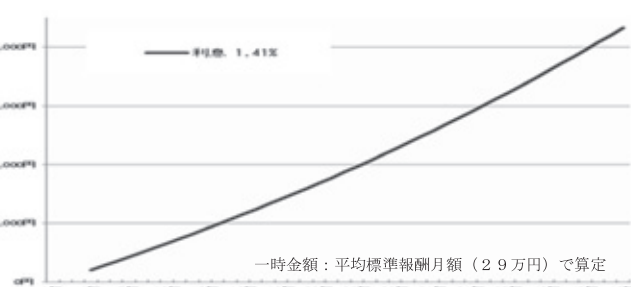
ケース② 利息（運用利回り）1.41%の場合

- ◆ 運用利回りは、保証利率+配当の1.91%から手数料として0.5%を控除した1.41%で試算

加入期間	一時金※1	年金(月額)※2
5年	357,953円	—
10年	741,863円	4,440円
15年	1,153,613円	6,905円
20年	1,595,222円	9,548円
30年	2,576,834円	15,423円
40年	3,705,973円	22,181円

※1一時金額は、平均標準報酬月額29万円で算定

※2年金額は、15年確定年金（給付利率：1%）で算出



上記試算は、一定の前提に基づくシミュレーションであり、将来のお受取り額をお約束するものではありません。

➤ 生保一般勘定で運用します

- 生保一般勘定の運用実績は、過去10年平均（年率）で1.76%と、安定した実績となっています。
- 積立金に付利する利息は、生保一般勘定（保証利率1.25%）の運用実績から、手数料（制度管理手数料及び運用手数料：年率0.4%～0.5%程度を想定）を控除した運用利回りで0～3%の範囲となります。

生保一般勘定は年1.25%の利率保証のある運用商品です。

- 保証利率：1.25%の付いた生保一般勘定による運用のため、手数料を控除しても運用利回りがマイナスとなることが少なく、**不足金が発生しづらい制度です。**
- 利息は、運用実績に応じて0%～3%の範囲内で付利いたしますので、加入者への積立金はマイナス運用とはなりません。

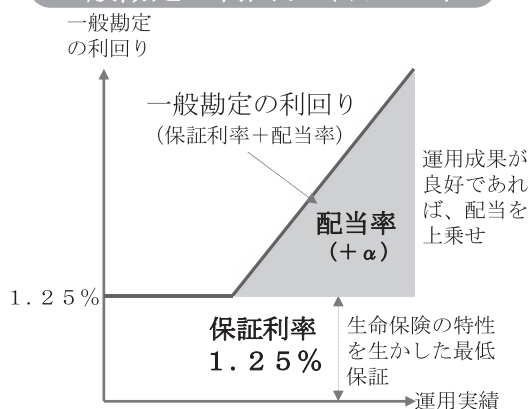
（１）生保一般勘定の特徴

保証利率 (1.25%)	● 生命保険の特性を生かした最低保証（保証利率：1.25%）があり、市場動向に関わらず、安定した収益が期待できます。※1
配当 (+α)	● 運用成果が良好で剰余金が発生した場合、保証利率：1.25%に配当（+α）を、上乗せいたします。※2

※1 普通保険約款の規定に基づき、金利水準の低下その他の著しい経済変動など、契約締結の際、予見し得ない事情の変更等により特に必要と認めた場合には、予定利率（保証利率）の水準を変更することがあります。

※2 配当は年度末決算時に団体年金区分の剰余金がある場合にその範囲内で配当を実施、かつ、総代会で決定されます。

一般勘定の利回り（イメージ）



一般勘定の利回り推移（日本生命）

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
一般勘定の利回り (配当率)	2.52 (1.27)	2.10 (0.85)	1.38 (0.13)	1.70 (0.45)	1.67 (0.42)	1.37 (0.12)	1.69 (0.44)	2.04 (0.79)	2.54 (1.29)

	2015年度	2016年度	2017年度	3年平均 2015年度～ 2017年度	5年平均 2013年度～ 2017年度	7年平均 2011年度～ 2017年度	10年平均 2008年度～ 2017年度
一般勘定の利回り (配当率)	2.09 (0.84)	1.58 (0.33)	1.53 (0.28)	1.73 (0.48)	1.96 (0.71)	1.83 (0.58)	1.76 (0.51)

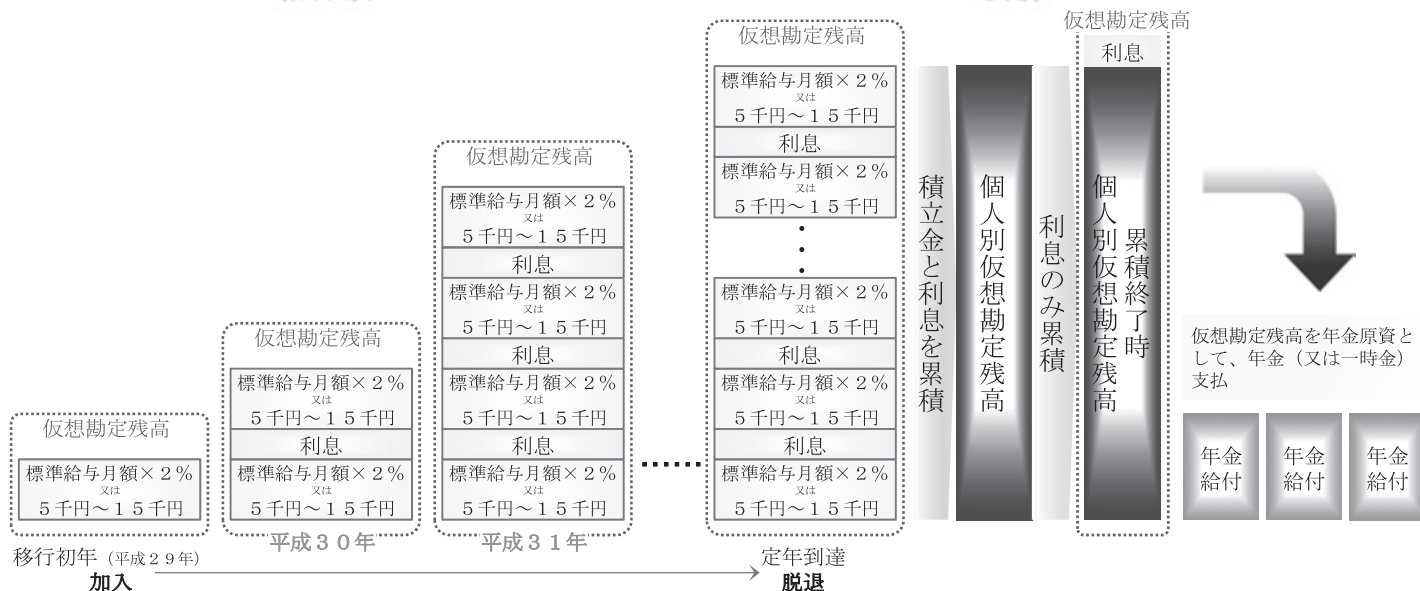
※上記の一般勘定の利回りは過去の実績値であり、将来の利回りをお約束するものではありません。

（２）利息は9月末残高をもとに付利いたします。

- 運用利回り（保証利率1.25%+配当－制度管理手数料－運用手数料）は、生保決算結果にもとづき決定し10月から翌年9月まで適用します。
- 利息は、毎年9月末の個人別仮想勘定残高に運用利回りを乗じて計算します。
なお、制度設立当初は運用実績がないため利息は付与されず、平成30年10月より利息付与を開始します。また、期途中は月割り（運用実績÷12）の利息を付与いたします。

(1) 元利合計給付制度（キャッシュバランプラン）とは

- **元利合計給付制度（キャッシュバランプラン）**とは、**掛金**（標準報酬月額×2%・5千円～15千円）と**利息**（運用利回りに連動）を積立て、退職時にその累積額を一時金（又は年金）でお支払いする制度です。
- 元利合計を管理するため仮想的に個人勘定（**仮想勘定残高**）を設定します。個々人の仮想勘定残高が個々人の給付額となり、仮想勘定残高の合計が基金全体の債務となります。



加入者期間中

《再評価率：運用利回り》

加入者期間中は、積立額及び利息（0%～3%）を、個人別仮想勘定に累積します。

受給待期中

《繰下利率：運用利回り》

退職日から支給開始年齢までの期間については、繰下利率（0%～3%）を付与します。

受給中

《給付利率：1%固定》

年金額を一定とするため、給付利率を1%（固定）とします。

(2) 事務費掛金は基金掛金とは別に事業主にご負担いただきます。

- **事務費掛金**は、給与比例ならば「標準報酬月額×0.25%」・「定額ならば一律790円」で計算し、全額事業主のご負担となります。

事務費掛金：事業を管理・運営するために必要とする費用を賄うための掛金であり、事務局の役職員の給与や諸手当、旅費、事務所経費、代議員会・理事会開催のための会議費などにあてられます。

- 事業主のご負担は、給与比例ならば基金掛金2%と事務費0.25%の合計2.25%となります。なお、ご負担頂いた掛金は、全額**損金算入**することができます。

項目	給与比例	定額
基金掛金	2%	5,000～15,000円
標準掛金	2%	5,000～15,000円
特別掛金	---	---
基金事務費	0.25%	790円
合計	2.25%	5,790～15,790円

※5年ごとの掛金の見直し（再計算）により、変更される場合があります。



当基金からのお願い（同意書の提出をお願いいたします）

企業年金基金への加入には、事業主及び加入員の皆様の『同意』が必要であり、当基金宛に**同意書**のご提出をお願い申し上げます。

① 労働組合又は被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意が必要です。

被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がある場合は、当該労働組合の同意。
過半数で組織する労働組合が無い場合は被用者年金（厚生年金等）被保険者の過半数を代表する者の同意（事業所ごとに同意を取得する必要があります。）が必要です。

② 「労働組合の状況」又は「加入員の過半数を代表する者」の証明は事業主が行います。

お気軽に
お問い合わせ
ください。



お問い合わせ先

四国自動車企業年金基金

〒791-1113

愛媛県松山市森松町1075番地2

電話 089-909-3750

FAX 089-909-3751

スキャンツール活用事業場認定制度がスタートしました

平成25年4月1日よりスキャンツール活用事業場認定[コンピュータ・システム診断認定店]の申請が始まります。認定事業場には下記ツール（のぼり、卓上盾、看板）の掲示が可能となり、お客様に事業場をアピールするツールとして、ご活用いただけます。



のぼり (W600mm×H1,800mm)
2枚一組、竿無し 1,905円 (税抜)



卓上盾 (W180mm×H240mm)
2,857円 (税抜)



看板 (W600mm×H498mm)
4,333円 (税抜)

認定要件 ① スキャンツール応用研修修了者

又は、一級小型自動車整備士が1名以上勤務していること。

② スキャンツールを保有していること。

(J-OB2 II対応、DTCの読み取り・消去、作業サポート、フリーズフレームデータ、データモニター、アクティブテストの機能を有するもの。)

③ FAINES 通常会員に加入していること。

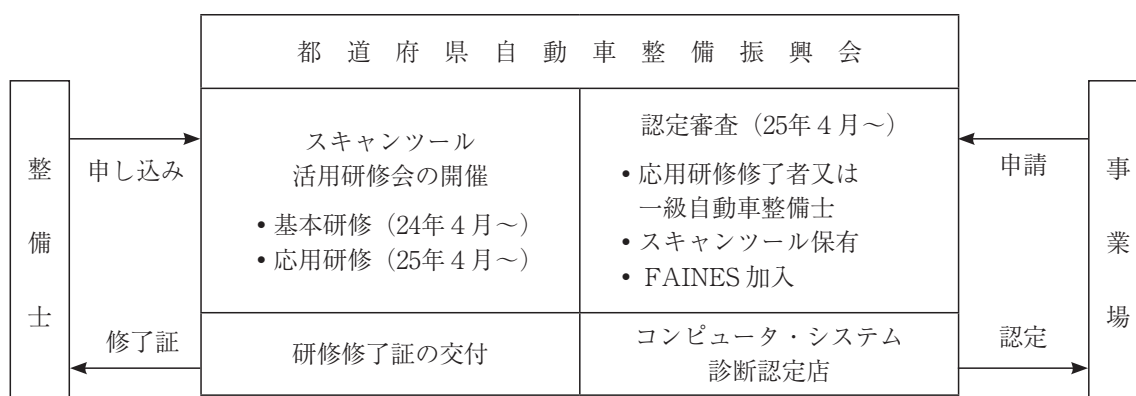
④ 振興会会員であること。

⑤ 上記ツール（のぼり、卓上盾、看板）のどれか一つ以上の購入

申請に必要なもの

- ・ 申請用紙⇒ホームページ又は、次ページをコピーしてください。
 - ・ スキャンツールの写真
 - ・ 応用研修修了証又は一級小型自動車整備士の合格証の写し（コピー）
- * 認定には数日お時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。

スキャンツール活用事業場認定制度フローチャート



スキャンツール活用事業場認定申請書

〔コンピューター・システム診断認定店〕

年 月 日

住所

電話番号

認証番号

事業場名

㊞ FAINES 会員番号

1. 応用研修修了者又は一級整備士 【応用研修修了証又は一級整備士合格証書のコピーが必要となります。】

応用研修修了者又は一級整備士 氏名	応用研修修了証番号又は一級整備士合格証 番号
----------------------	---------------------------

2. 保有スキャンツール 【写真が必要となります。】

メーカー名	機種名	シリアル NO
-------	-----	---------

保有する機能に○をつけてください。

J - OBD II 対応		データモニター		フリーズフレームデーター	
DTC 読み取り・消去		作業サポート		アクティブテスト	

3. 認定ツール 【1つ以上の購入が必要となります。】

看板 (N43720024) 4,333円 (税抜)	卓上盾 (N43710024) 2,857円 (税抜)	のぼり旗 (N43730024) 1,905円 (税抜)
枚	枚	セット

* ツール代金は後日、商品と引き換えでいただきます。

* 振興会記入欄

振興会認定日 年 月 日	備考
-----------------	----

愛媛県自動車整備振興会

技術相談窓口名簿 平成30年7月作成分 担当者変更のお知らせ

毎年お配りしております、技術相談窓口名簿の担当者様の変更の連絡がありました。つきましては、下記担当者様のお名前を変更いただき、今までどおり相談ルールを厳守のうえ、ご相談いただくようお願い申し上げます。

UDトラックス

変更前

ディーラー名	UDトラックス 株式会社 愛媛工場		担当者名	安岡 一彦
電 話 番 号	0 8 9 - 9 7 8 - 1 3 1 4	F A X 番 号	0 8 9 - 9 7 8 - 4 0 4 4	
扱 い 車 種	日産ディーゼル全車種			
定 休 日	日曜日、祝祭日			



変更後

ディーラー名	UDトラックス 株式会社 愛媛工場		担当者名	越智 健太郎
電 話 番 号	0 8 9 - 9 7 8 - 1 3 1 4	F A X 番 号	0 8 9 - 9 7 8 - 4 0 4 4	
扱 い 車 種	日産ディーゼル全車種			
定 休 日	日曜日、祝祭日			

技術相談窓口相談ルール厳守のお願い 並びに厳守事項と依頼書の一部変更について

平成29年9月1日に各ディーラー技術相談窓口担当者と振興会技術委員会委員による「技術相談窓口担当者意見交換会」を開催しました。

その際、各ディーラー相談窓口の実態と要望を伺ったところ、次の通り現状は、各担当者から同じような実態と要望がありましたので、再度次ページの『技術相談にあたっての厳守事項』を確認のうえ、相談をお願いします。

今回、『技術相談にあたっての厳守事項』と『整備技術相談依頼書』の一部変更しましたので、併せてお知らせします。なお、アンダーライン部分が変更箇所となります。

各ディーラー技術相談窓口の現状

・FAXなしで電話での問い合わせが非常に多い。

→回答するための資料などが準備できないため、回答に時間がかかってしまいます。また、車両情報がなければ装備などもわからないため、どこを確認すればいいかの範囲が広がってしまいます。

・現車の点検、確認等を行わず、症状だけで答えを聞いてくる。

→担当者が実車を確認しているわけではないので、不具合部位の推定範囲を小さくするために、点検内容や問診内容が重要になります。その情報が少ないほど推定範囲は広がります。車の部品個数は約5万にもなります。その中から少しでも推定範囲を小さくしたいものです。

・相談時間外（昼休みや夜の業務時間外など）に問い合わせがある。

・問い合わせ者の都合で時間をせかされる。

→担当者の業務は相談窓口の対応ではありません。自社の仕事を行いながら平行して相談にのっていただいております。同時に行う業務も多数あります。時には出張もあります。相談者の先にお客様が待っているのも知っています。相談者には相談者の、担当者には担当者の都合があります。相談者、担当者、どちらも少しでも円満に話がすすむように、また、ユーザーにご不便をかけないためにも、ルールを守りましょう！

厳守事項

FAX前に担当者にFAXを送る事を電話で伝え、FAXを送る。

FAXが届かない場合は、相談に応じません。

* 相談後は、結果を報告しましょう！ 担当者も人間です。相談ルールを守り、結果の報告があれば、次回も丁寧に相談にのっていただけるでしょう！

必ず守ってください！

技術相談にあたっての厳守事項

厳守事項を守らない方は、技術相談に応じられません。

1. 事前に相談窓口担当者に電話し、これから『技術相談依頼書』（別紙）をFAXすることを伝えます。その際に **社名、担当者名** を申し出てください。FAXによる事前相談がないと、相談に応じられません。
2. 事前に **基本点検、ダイアグ診断** 等を備え付けの整備マニュアルや技術資料又はF A I N E S（ファイネス：整備情報システム）で確認して点検を行い、『技術相談依頼書』に必要事項（点検結果等）をもれなく記入し、相談窓口担当者にFAXしてください。
3. 相談は、上記2. で基本点検、ダイアグ診断等を行った、整備主任者、2級整備士で **技術に関して詳しい方** が行ってください。
4. 相談時間帯は、**午前10時～午後4時** までとし、昼食時（12時～13時）は避けること。
5. 相談内容は、原則として **15分以内** で行うこととします。
6. 担当者が休みの場合があります。予めご了承ください。
7. 取扱車種以外の相談、質問はしないでください。
8. **タイミングベルト** 及び **セキュリティー関係**（イモビライザ、スマートキー等）の相談は **お断りします**。（タイミングベルトは、商工組合でマニュアルをお買い求めいただくか、F A I N E Sにご加入ください。）
9. 諸元・基準値及び整備料金に関する相談は、お断りします。
10. フリーダイヤルでの技術相談はお断りします。
11. 整備マニュアル等自動車メーカーの著作物をコピー、FAXすることは自動車メーカーの著作権を侵害する恐れがありますので、相談に当たって、これらを要求することは厳に慎んでください。
12. 相談後は、相談窓口担当者に結果報告とお礼のFAXをしてください。

様

整備技術相談依頼書

問い合わせ日	年 月 日	FAINES加入状況	加入済み・未加入
事業場名		担当者名	
		認証番号	70ー
TEL		FAX	

車種名		初度登録年月		エンジン型式	
型式		型式指定		類別区分	
車台番号				走行距離	
コーションプレートフル型式					

相談内容（症状、トラブル相談、希望資料等、できるだけ具体的に記入）

いつ、どんなとき 発生するか	始動時	冷間時	暖気途中	暖機後	常時	時々	警告灯の状態 （時々・常時）点灯・点灯せず
	アイドリング時	加速時	一定速時	減速時	他		
症状：							

確認・点検実施内容

基本点検結果（	）
自己診断結果（	）

結果報告書

結果報告日	年 月 日
結果報告内容	

（注）FAXによる事前相談がないと、相談に応じられません。

H27 年 9 月作成

インターネットを利用して自動車整備に必要な情報をゲット！！



FAINESでできること

- ・メーカーのマニュアルが直接閲覧できる。
- ・故障整備事例&アドバイス情報を入手できる。
- ・各車種の主要諸元値、点検基準値、標準作業点数が確認できる。
- ・リコール情報が入手できる。
- ・e t c . . . 。



入会金（初回のみ）12,000円

基本料金（月額） 1,500円 （3カ月毎の引き落とし）

FAINES に関するお問合せは、自動車整備振興会技術・教育課まで。

※ 表示金額は全て消費税抜きの金額です

FAS技術相談NEWS

当該技術相談は(一社)福岡県自動車整備振興会のご協力により情報提供を受けたものです。

「電子制御は正常。内部不良と判断。」

平成25年式の三菱・ランサーカーゴ（車両型式DBF-VY12、エンジン型式HR15DE、トランスミッション型式RE0F11A、駆動方式FF、走行距離180,000km）で、エンストするという相談を受けた。

症状が発生する状況を詳しく聞くと、アイドリング回転は正常でP及びNレンジではエンストせず吹き上がりも良いが、走行レンジにシフトするとほぼ毎回エンストする。まれにエンストしない場合でもエンジン回転が低下し、アクセルを踏むとエンストするとのことで、時々エンジンルームからカラカラといった音もしているとのことだった。

工場側で既にDTC（ダイアグノーシス・トラブル・コード）が正常であること、エンジンの基本点検、スロットル・ボデーの清掃、エア吸いの点検は実施されており、エア・フロー・メータ及び空燃比センサのカプラを外しても症状に変化はなく、エンジン・コンピュータのデータに異常は見つからないとのことだった。

また、今回の不具合はトランスミッション側の不良も考えられるため、CVTフルードを点検すると規定量入ってはいるものの色は赤黒く、中古車のためフルードの交換歴も不明とのこと。走行レンジにシフトするとエンストするため、トランスミッションの不良によりエンジンに負荷が加わることでエンストしている可能性を考え、前輪をジャッキアップすると走行レンジでもエンストしなくなり、その状態でブレーキを踏むとエンストすることが確認できた。念のため、トランスミッションのバルブ・ボデーに入っているワイヤ・ハーネスのカプラを外してみたが症状に変化がないため、電子制御以外のトランスミッション内部不良と判断した。後日、トランスミッション本体を交換し正常になったと報告があり、交換時にトランスミッションを分解したところ、オイルパン内にスチール・ベルトの一部が落ちていたとのことだった。また、交換後にはトランスミッション・コンピュータが記憶している各ソレノイド・バルブの固有特性値（キャリブレーション・データ）の書き換え及びCVTフルード劣化度データの消去作業が必要のため、外部診断機（スキャンツール）で作業を実施し修理を完了したとのことだった。

今回のトラブルは、トランスミッション内部の機械的な不具合が原因でエンジン不調やエンストが発生していた。現在の車両は電子制御が緻密になってきているため、外部診断機（スキャンツール）を基に点検していく機会が増えているが、電氣的な部分だけにとらわれて惑わされることがないように、機械的な不具合も考えた点検をしていくことが必要だと感じた。また、部品交換後には外部診断機（スキャンツール）を使用した消去・学習作業が必要になるため、電氣的・機械的の両面に精通しておかなければと改めて感じた一件だった。



交換

注意:

- 必ず指定銘柄のCVTフルードを使用すること。指定銘柄以外のCVTフルードを使用、又は混用、あるいは誤使用すると本来の性能を発揮できないばかりか重大な故障の原因となるおそれがある。
- ウエスはペーパーウエスを使用し、布ウエスは使用しないこと。
- ドレーンプラグガスケットは最後に新品と交換すること。
- ドレーン穴を覗きこむと垂れたオイルが目に入るおそれがあるので十分注意すること。
- 交換後、CVTフルードの漏れ点検を必ず実施すること。

1 CONSULTで“AT/CVT”の“データモニタ”を選択する。

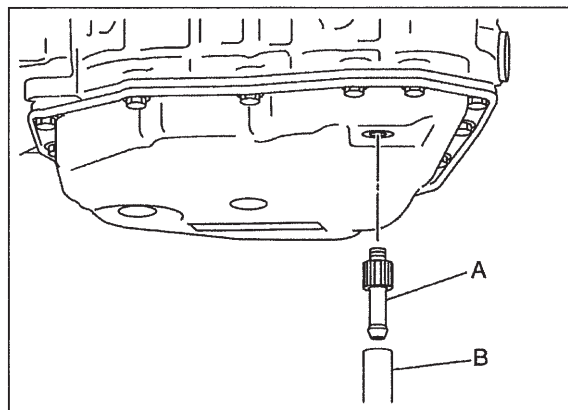
2 “ユオン”を選択し、CVTフルード温度が40℃以下であることを確認する。

3 セレクトレバーがPレンジであることを確認し、パーキングブレーキを確実に作動させる。

4 車両をリフトアップする。

5 ドレーンプラグ及びオーバフローチューブを取り外し、CVTフルードをオイルパンより抜く。取り外し、取り付けを参照。

6 チャージングパイプセット (KV311039S0) (A) をドレーン穴に取り付ける。



注意:

チャージングパイプの締め付けは手締めで行うこと。

7 ATFチェンジャのホース (B) をチャージングパイプに取り付ける。

注意:

ATFチェンジャのホースは、チャージングパイプの突き当たりまで確実に挿入すること。

8 CVTフルードを約3ℓ注入する。

9 ATFチェンジャのホース及びチャージングパイプを取り外し、ドレーンプラグを取り付ける。



参考:

CVTフルードが漏れるため、素早く作業を行うこと。

10 車両をリフトダウンする。

11 エンジンを始動する。

12 ブレーキペダルを踏みながらセレクトレバーをPからLまで一巡させ、Pレンジにする。



参考:

各レンジを5秒間保持すること。

13 CONSULTの“データモニタ”の“ユオン”が35℃～45℃になったことを確認する。

14 エンジンを停止する。

15 車両をリフトアップする。

16 ドレインプラグを取り外し、CVTフルードをオイルパンより抜く。

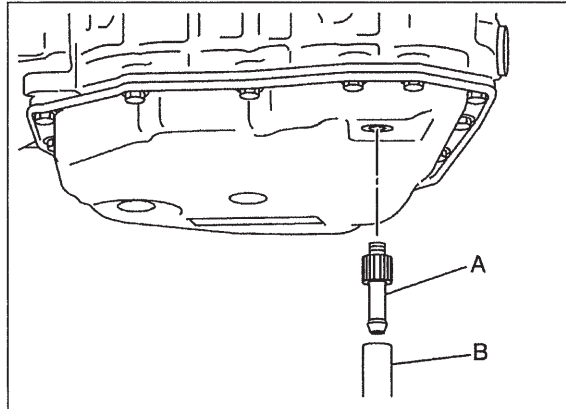
17 6～16 を繰り返す（一回）。

18 オーバフローチューブを取り付ける。取り外し、取り付けを参照。

注意:

必ず規定トルクで締め付けること。規定トルクで締め付けないと破損するおそれがある。

19 チャージングパイプセット (KV311039S0) (A) をドレイン穴に取り付ける。



注意:

チャージングパイプの締め付けは手締めで行うこと。

20 ATFチェンジャのホース (B) をチャージングパイプに取り付ける。

注意:

ATFチェンジャのホースは、チャージングパイプの突き当たりまで確実に挿入すること。

21 CVTフルードを約3ℓ注入する。

22 ATFチェンジャのホース及びチャージングパイプを取り外し、ドレインプラグを取り付ける。



参考:

CVTフルードが漏れるため、素早く作業を行うこと。

23 車両をリフトダウンする。

24 エンジンを始動する。

25 ブレーキペダルを踏みながらセレクトレバーをPからLまで一巡させ、Pレンジにする。



参考:

各レンジを5秒間保持すること。

26 CONSULTの“データモニタ”の“ユオン”が35℃～45℃になったことを確認する。

27 車両をリフトアップする。

28 ドレインプラグを取り外し、オーバフローチューブからCVTフルードが抜けてくることを確認する。

注意:

アイドリング状態で作業を実施すること。



参考:

CVTフルードが抜けてこない場合は、「調整」を参照し、CVTフルードを注入する。

29 CVTフルードが滴状になったら、ドレーンプラグを規定トルクで締め付ける。取り外し、取り付けを参照。

注意:

ドレーンプラグガスケットは再使用不可部品のため、再使用しないこと。

30 車両をリフトダウンする。

31 CONSULTで“AT/CVT”の“作業サポート”を選択する。

32 “CVTF劣化度確認”を選択する。

33 “消去”を選択する。

34 エンジンを停止する。

トランスアクスルASSYを交換した場合は、下記の作業を行う。

キャリブレーションデータの消去、読み込み及び記憶

- ・ TCMは、ROM ASSY（コントロールバルブ内）が記憶している各ソレノイドのキャリブレーションデータ（固有特性値）を取り込むことで、正確な制御を可能にする。そのため、トランスアクスルASSYを交換した場合は、TCMが記憶しているキャリブレーションデータを消去し、新たにキャリブレーションデータを読み込ませ記憶させる必要がある。

学習値データの消去

- ・ TCMは、トランスアクスルASSYに合った制御をするために指示圧などの学習をし、学習値を記録している。そのため、トランスアクスルASSYを交換した場合は、TCMが記憶している学習値データを消去する必要がある。

CVTフルード劣化度データの消去

- ・ TCMは、車両の走行状態から算出したCVTフルードの劣化度合を記録している。そのため、トランスアクスルASSYを交換した場合は、TCMが記録しているCVTフルード劣化度データを消去する必要がある。

参 考



※オイルパンに落ちていたスチール・ベルトの写真

平成30年度 検査台数報告

(平成31年 2 月分)

登録自動車

平成31年 月 別	新 規		継 続		計		4 月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
2 月	440	562	16,723	2,245	17,163	2,807	169,077	31,727
対前年同月比	115.8%	104.3%	104.6%	111.9%	104.8%	110.3%	96.3%	111.9%
前年同月	380	539	15,990	2,006	16,370	2,545	175,517	28,358

軽自動車

平成31年 月 別	新 規		継 続		計		4 月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
2 月	458	215	16,800	3,528	17,258	3,743	153,243	34,322
対前年同月比	127.9%	99.1%	105.6%	111.5%	106.1%	110.7%	98.1%	99.3%
前年同月	358	217	15,902	3,163	16,260	3,380	156,220	34,547

登録車・軽

平成31年 月 別	新 規		継 続		計		4 月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
2 月	898	777	33,523	5,773	34,421	6,550	322,320	66,049
対前年同月比	121.7%	102.8%	105.1%	111.7%	105.5%	110.5%	97.2%	105.0%
前年同月	738	756	31,892	5,169	32,630	5,925	331,737	62,905

平成31年2月の 四国の自動車保有台数と販売状況（速報）

四国運輸局

					徳 島	香 川	愛 媛	高 知	計	
検 査 自 動 車	前年同月末車両数				316,099	403,874	492,279	254,853	1,467,105	
	前 月 末 車 両 数				315,621	403,719	491,584	254,325	1,465,249	
	登 録 自 動 車	新 規 登 録	新 車	前 月	1,520	1,925	2,362	1,269	7,076	
				当 月	1,748	2,333	2,661	1,553	8,295	
				前月比	115.0	121.2	112.7	122.4	117.2	
		中 古		前 月	360	536	464	223	1,583	
				当 月	458	673	686	354	2,171	
				前月比	127.2	125.6	147.8	158.7	137.1	
		計		前 月	1,880	2,461	2,826	1,492	8,659	
				当 月	2,206	3,006	3,347	1,907	10,466	
				前月比	117.3	122.1	118.4	127.8	120.9	
		抹 消 登 録				2,006	2,684	3,229	1,453	9,372
		管轄変更（入）				761	1,323	1,344	504	3,932
		管轄変更（出）				907	1,515	1,540	737	4,699
	小型二輪車 増減				- 3	18	- 45	- 5	- 35	
	当 月 末 車 両 数				315,672	403,867	491,461	254,541	1,465,541	
	対前年同月比				99.9	100.0	99.8	99.9	99.9	
	対 前 月 比				100.0	100.0	100.0	100.1	100.0	
軽 自 動 車	前年同月末車両数				309,774	387,662	534,939	313,124	1,545,499	
	前 月 末 車 両 数				310,641	390,358	537,569	313,614	1,552,182	
	検 査 対 象 軽 自 動 車	届	新 車	前 月	1,293	1,933	2,236	1,410	6,872	
				当 月	1,461	2,380	2,488	1,597	7,926	
				前月比	113.0	123.1	111.3	113.3	115.3	
		中 古		前 月	344	453	532	331	1,660	
				当 月	448	498	673	455	2,074	
				前月比	130.2	109.9	126.5	137.5	124.9	
		計		前 月	1,637	2,386	2,768	1,741	8,532	
				当 月	1,909	2,878	3,161	2,052	10,000	
				前月比	116.6	120.6	114.2	117.9	117.2	
		検 査 証 返 納				2,065	2,493	3,319	1,986	9,863
		転 入 ・ 転 出				124	- 165	331	- 113	177
		軽二輪車 増減				- 8	14	13	- 18	1
	当 月 末 車 両 数				310,601	390,592	537,755	313,549	1,552,497	
	対前年同月比				100.3	100.8	100.5	100.1	100.5	
	対 前 月 比				100.0	100.1	100.0	100.0	100.0	
	総 合 計	前年同月末車両数				625,873	791,536	1,027,218	567,977	3,012,604
前 月 末 車 両 数				626,262	794,077	1,029,153	567,939	3,017,431		
当 月 末 車 両 数				626,273	794,459	1,029,216	568,090	3,018,038		
対前年同月比				100.06	100.37	100.19	100.02	100.18		
対 前 月 比				100.00	100.05	100.01	100.03	100.02		

小型二輪車増減欄は、当月の小型二輪車の増減車両数の差引値

検査対象軽自動車の転入・転出欄は、当月の検査対象軽自動車の転入・転出による増減車両数の差引値

軽二輪車増減欄は、当月の軽二輪車の転入・転出による増減車両数を除いた増減車両数の差引値（速報値）

総合計の対前年同月比及び対前月比は、変化が小さいため小数点以下第2位まで算出している